

公益財団法人 連合総合生活開発研究所
顧問及び参与設置規程

(根拠)

第1条 この規程は、公益財団法人連合総合生活開発研究所（以下「本財団」という。）定款第38条に基づき定める。

(選任)

第2条 本財団には、顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、本財団に功労のあった者又は学識経験者の中から理事会において選任する。

(任務)

第3条 顧問及び参与は、理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べるができる。

2 顧問及び参与は、理事長の要請に応じ理事会に出席し、意見を述べるができる。

(任期)

第4条 顧問及び参与の任期は、2年間とし、原則として理事の就任期間に対応したものとす。

(報酬)

第5条 顧問及び参与は、評議員会・理事会並びに政策研究委員会出席一日につき 一人 10,000円を超えない範囲で、評議員会の決議を経て別に定める基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。また、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準は、評議員会の決議を経て別に定める費用弁償等支給規程による。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、1994年9月22日から施行する。

この規程の一部改正は、2008年10月1日から施行する。

この規程の一部改正は、2011年9月16日から施行する。

この規則の一部改正は、2012年9月21日から施行する。

この規程の一部改正は、2020年10月1日から施行する。

この規程の一部改正は、2022年10月1日から施行する。

この規程の一部改正は、2022年12月2日から施行する。